

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年2月9日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 消臭剤（亜硝酸系）（単価契約） |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290111 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島浄化センターに平成30年度納入する消臭剤（亜硝酸系）、発注上限数量18,000kgの購入。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島浄化センター（東広島市西条町田口100番地1） |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 物品売買契約約款（単価） |
| (11) 契約種別 | 単価契約 |
| (12) 収入印紙 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「単価契約入札書（平成30年2月9日公告・消臭剤（亜硝酸系）（単価契約）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数とする。なお、契約単価も同様とする。

- (3) 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の108分の100に相当する整数の額とする。ただし、当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約単価とする。
- (4) 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
- (5) 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成30年2月9日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年2月9日～ 平成30年3月5日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年2月9日～ 平成30年2月19日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 下水道施設課（発注担当課） 東広島市西条町田口100番地1（東広島浄化センター） 電話番号 082-425-2281（東広島浄化センター） ／ファックス番号 082-425-0027（東広島浄化センター） 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年2月22日～ 平成30年3月5日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年3月1日～ 平成30年3月2日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年3月5日 午前9時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

消臭剤（亜硝酸系）（単価契約）仕様書

1 品名 消臭剤（亜硝酸系）（単価契約）

2 用途 脱水ケーキの消臭剤

3 規格及び数量等

内訳	品名	メーカー	品番等	規格	発注予定数量	単位	同等品の可否
1	消臭剤（亜硝酸系）	無臭元工業株式会社	無臭元W004-FZ	ア 外観：淡黄色透明の液体 イ 臭い：無臭 ウ 比重（20℃）：1.30±0.05 エ pH（1W/V%）：8.2±1.2（20℃） オ 融点：-4.5℃ カ 凝固点：-9.5℃ キ 溶解度：水に任意溶解 ク 沸点初留点及び沸騰範囲：100℃ ケ 使用薬剤：1剤で効果のあるもの。 コ 主要成分：塩素及び金属を未使用の亜硝酸系（無機窒素化合物系） サ 性状：硫化水素に対し、効果的な消臭性能を有するものであり、即効性及び持続性に優れたもの。 シ 効果：脱水ケーキに噴霧後、硫化水素濃度が10ppm未満となること。 ス 安全性：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に定める「第一種指定化学物質」に該当する物質を含まないこと。	18,000	kg	×

※ 注 同等品の可否の欄に「○」とあり、例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めません。

4 発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。ただし、発注予定数量を上限とし、下限はその2割以内とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が契約金額（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

5 契約単価等

契約単価は1kgあたりの単価とする。（消費税及び地方消費税は含まない。）

6 納入期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

7 納入場所

東広島浄化センター（東広島市西条町田口100番地1）汚泥棟

8 納入期限

発注日から起算して7日以内とする。（午前8時30分から午前10時の間に納入すること。）

ただし、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除く。

9 納入方法等

1 回当たり1,300～2,600kg程度の、1m³コンテナ（またはタンク）に入った薬品をトラックに積載して搬送し、納入場所に設置する薬品タンクの内、納品用ホースで発注者が指示するタンクへ納入品を投入する。

なお、納入場所に設置する薬品タンクへの投入前に、発注者及び受注者両者で持ち込みコンテナ（タンク）の数量を確認後、納入場所に設置する既存タンク内の納入前後の量を確認し、発注者へ納品書を提出すること。

10 提出書類

- (1) 契約締結後10日以内：メーカーからの出荷確約書、安全データシート（SDS）（納入しようとする製品のデータ確認のため）
- (2) 納入時：納品書、計量伝票、品質検査書（分析試験成績表等。メーカーによる試験成績でも可）
- (3) 納入後7日以内：安全データシート（SDS）（納入した製品のデータ確認のため）
- (4) 契約締結後30日以内：連続硫化水素測定機、噴霧装置、薬品移送用ポンプ、薬品タンク及び予備タンクの設置報告書
- (5) 四半期ごと：連続硫化水素測定機の測定結果報告書
（四半期ごとに1か月程度の連続硫化水素測定機データを採取し、薬品の効果確認等を行った報告書）

11 支払方法

月ごとの支払いとする。受注者は検査合格後、納入日が属する月の翌月に当該履行部分にあたる代金を次のとおり請求することができる。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額に、当該額の100分の8に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）を加算して計算した額。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額。（その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）

なお、請求書には、納入毎の納入月日、数量、単価、月間の合計金額、消費税額等、請求額の根拠となる内訳を記載すること。請求金額は、納入毎に小数点以下の端数を切り捨て、その合計金額をもって請求すること。

12 その他

- (1) 受注者は契約締結後、初回の納入日までに納入場所の内、発注者が指定する場所に以下の装置を設置すること。また、以下の装置の設置価格も契約価格に含めるものとする。な

お、設置した以下の装置は、契約期間終了後は受注者が撤去するものとする。

ア 薬品タンク $1\text{ m}^3 \times 2$ 台又は $2\text{ m}^3 \times 1$ 台及び予備タンク 200 リットル $\times 1$ 台
(幅 3,000mm、高さ 1,600mm、奥行 1,400mm の設置場所に設置できること。)

イ 薬品移送用ポンプ

ウ 納入物を脱水ケーキに噴射するための噴霧装置

エ 連続硫化水素測定機 1 台

(2) 規格外の薬品を納入したことにより、障害を生じた場合は、納入者が障害の責任を負うものとする。

1.3 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 下水道部 下水道施設課 施設係

東広島市西条町田口 100-1

TEL 082-425-2281

FAX 082-425-0027